

令和6年2月6日
都市整備政策部建築審査課

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴う
世田谷区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、令和6年4月1日に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日号外法律第53号）及び建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）の一部改正が施行される。これに伴い、世田谷区手数料条例の一部の規定の整備を行う。本件については、総務部より令和6年第1回定例会に提案する。

2 手数料条例改正に関する法改正内容

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名変更
- ・ 既存不適格建築物に対する特例認定の創設
- ・ 建築副主事等の創設

3 施行予定日

令和6年4月1日

4 添付資料

（別紙1）新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第1）

（別紙2）新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第3）

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙1

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
1～81の2	（現行の通り）	（現行の通り）	（現行の通り）	（現行の通り）	1～81の2	（略）	（略）	（略）	（略）
82	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算	確認申請のとき。	82	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項	確認申請のとき。

改正後				改正前			
			<p>に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額</p>				<p>に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額</p>

改正後					改正前				
		(現行の通り)	(1) (現行の通り)			(略)	(1) (略)		
		イ (現行の通り)	(現行の通り)			イ (略)	(略)		
		(現行の通り)	(2) (現行の通り)			(略)	(2) (略)		
			(現行の通り)				(略)		
		ロ (現行の通り)	(3) (現行の通り)				(3) (略)		
			(現行の通り)			ロ (略)	(略)		
			(4) (現行の通り)				(4) (略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)				(略)		
		ハ (現行の通り)	(5) (現行の通り)			(略)	(5) (略)		
			(現行の通り)				(略)		
			(6) (現行の通り)			ハ (略)	(6) (略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)				(略)		
		ニ (現行の通り)	(7) (現行の通り)			(略)	(7) (略)		
			(現行の通り)				(略)		
			(8) (現行の通り)			ニ (略)	(8) (略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)				(略)		
			(9) (現行の通り)			(略)	(9) (略)		

改正後					改正前				
		り)	(現行の通り)					(略)	
82の 2～ 95	(現行の通 り)	(現行の通 り)	(現行の通り)	(現行 の通 り)	82の 2～ 95	(略)	(略)	(略)	(略)
95の 2	建築基準法第 18条第3項 (同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定に基づ く建築物に関 する計画の通 知に対する審 査	計画通知手 数料	左欄に掲げる床面 積の合計に応じ、 次に掲げる額(通 知に係る計画に建 築基準法第87条の 4に規定する昇降 機に係る部分が含 まれる場合におい ては、当該昇降機 1基について、95 の4の項又は95の 5の項に掲げる額 の手数料を加えた 額)。ただし、通 知に係る計画に建 築基準法第18条第 4項ただし書の規 定に基づき、特定 建築基準適合判定 資格者である建築 主事等が、特定建 築基準適合審査を する部分が含ま れる場合において	計画通 知のと き。	95の 2	建築基準法第 18条第3項 (同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定に基づ く建築物に関 する計画の通 知に対する審 査	計画通知手 数料	左欄に掲げる床面 積の合計に応じ、 次に掲げる額(通 知に係る計画に建 築基準法第87条の 4に規定する昇降 機に係る部分が含 まれる場合におい ては、当該昇降機 1基について、95 の4の項又は95の 5の項に掲げる額 の手数料を加えた 額)。ただし、通 知に係る計画に建 築基準法第18条第 4項ただし書の規 定に基づき、特定 建築基準適合判定 資格者である建築 主事が、特定建 築基準適合審査を する部分が含ま れる場合において、	計画通 知のと き。

改正後					改正前				
				は、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額					当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額
		(現行の通り)	(1)	(現行の通り)			(略)	(1)	(略)
		イ (現行の通り)		(現行の通り)			イ (略)		(略)
		(現行の通り)	(2)	(現行の通り)			(略)	(2)	(略)
		ロ (現行の通り)		(現行の通り)			ロ (略)		(略)
		(現行の通り)	(3)	(現行の通り)			(略)	(3)	(略)
		ハ (現行の通り)		(現行の通り)			ハ (略)		(略)
		(現行の通り)	(4)	(現行の通り)			(略)	(4)	(略)
		ニ (現行の通り)		(現行の通り)			ニ (略)		(略)
		(現行の通り)	(5)	(現行の通り)			(略)	(5)	(略)
			(6)	(現行の通り)				(6)	(略)
				(現行の通り)					(略)

改正後					改正前				
			(7) (現行の通り) (現行の通り) (8) (現行の通り) (現行の通り) (9) (現行の通り) (現行の通り)				(7) (略) (略) (8) (略) (略) (9) (略) (略)		
95の3～125の7	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	95の3～125の7	(略)	(略)	(略)	(略)
125の8	<u>建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>28,000円</u>	<u>認定申請のとき。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
125の9	<u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩</u>	<u>既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>28,000円</u>	<u>認定申請のとき。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後					改正前				
	<u>和に係る認定の申請に対する審査</u>								
125の10	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	125の8	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)
125の11	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	125の9	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)
125の12	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	125の10	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)
126～138	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	126～138	(略)	(略)	(略)	(略)

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第3（第2条関係）					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第3（第2条関係）				
事務	名称及び額			徴収時期	事務	名称及び額			徴収時期
第1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建	(現行の通り) (現行の通り)			(現行の通り)	第1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建	(略)			(略)
	1	(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
	2	(1)	(現行の通り)			(略)	(略)		

改正後					改正前				
建築物 省エ ネ 法」 とい う。) 第 12条 第1 項及 び第 13条 第2 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	(現 行の 通 り)	(現行 の通 り)		の通 り)	(略)	(略)			
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
		(2) (現行 の通 り)	(現行の通り)	(現行 の通 り)		(2) (略)	(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行 の通 り)			(略)	(略)	

改正後					改正前				
				り)					
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)	
第2 (現行の通り)	(現行の通り)			(現行の通り)	第2 (略)	(略)			(略)
第3 (現行の通り)	(現行の通り)			認定申請のとき。	第3 (略)	(略)			(略)
第4 (現行の通り)	(現行の通り)			(現行の通り)	第4 (略)	(略)			(略)
第5 (現行の通り)	(現行の通り)			(現行の通り)	第5 (略)	(略)			(略)
第6	(現行の通り)			(現	第6	(略)			(略)

改正後					改正前						
建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物	(現行の通り)			行の通り)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エ	(略))		
	1 (現行の通り)	(現行の通り)				(現行の通り)	1 (略)	(略)		(略)	
		(現行の通り)				(現行の通り)		(略)		(略)	
		(現行の通り)				(現行の通り)		(略)		(略)	
		(現行の通り)				(現行の通り)		(略)		(略)	
		(現行の通り)				(現行の通り)		(略)		(略)	
		(現行の通り)				(現行の通り)		(略)		(略)	
	2 (現行の通り)	(1) (現行の通り)	(現行の通り)			2 (略)	(1) (略)	(略)			
			(現行の通り)					(略)			
			(現行の通り)					(略)			

改正後					改正前					
物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付				の通り)		エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付				
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)		
		(2)	(現行の通り)	(現行の通り)	(2)		(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)		(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)		(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)		(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)		(略)	(略)		
		(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)		(略)	(略)		

改正後						改正前					
備考					り)	備考					
1	(現行の通り)					1	(略)				
2	(現行の通り)					2	(略)				
3	(現行の通り)					3	(略)				
4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。					4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。				
5	(現行の通り)					5	(略)				
6	(現行の通り)					6	(略)				
7	(現行の通り)					7	(略)				
8	建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。					8	建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。				
9	(現行の通り)					9	(略)				
10	(現行の通り)					10	(略)				
11	(現行の通り)					11	(略)				

改正後	改正前
12 (現行の通り)	12 (略)